

排水設備工事を行う際の 注意事項

－ 茂原市排水設備指定工事店マニュアル－

令和 7年 4月

茂原市役所下水道課

目 次

指定工事店等の違反行為に対する処分基準の制定	1
排水設備工事における注意事項.....	2
水洗便所改造資金貸付.....	7
公共汚水ますの改修.....	8
その他 罰則等(条例第31～33条).....	8
設備の改善命令(条例第17条)	8
法12条第1項の規定による除害施設の設置(条例第7条)	8
特定事業場からの下水の排除の制限(条例第8条)	9
法第12条の11第1項の規定による除害施設の設置(条例第9条)	9
除害施設の設置届(条例施行規則第10条).....	11
ドレン排水の取扱いについて.....	12
指定工事店からの主な質問	13

<凡例>

法・・・下水道法

条例・・・茂原市公共下水道条例

規則・・・茂原市公共下水道条例施行規則

「茂原市下水道排水設備指定工事店等の違反行為に対する処分に関する基準」を2017年4月1日から施行しました。

1 処分基準を制定する目的

市長の確認を受けずに工事に着手した等、指定工事店及び責任技術者による条例・規則に違反する行為が全国的な問題となっています。このような違反行為に対しては、茂原市下水道排水設備指定工事店規則第10条及び第13条により、指定工事店の指定取消しや一時停止及び責任技術者の業務の禁止や一時停止の処分を行うことになります。

「茂原市下水道排水設備指定工事店等の違反行為に対する処分に関する基準」は、これらの処分を適正に行うための**具体的な運用基準**として制定しました。

2 処分基準の特徴

(1) 違反点数法

違反行為が確認された場合に、その内容に応じた違反点数を加算し、一定の点数に達したときに指導や処分を行います。

- 例) 市長の確認を受けずに工事に着手した場合 20点
正当な理由がなく完了検査の立会いを拒否した場合 20点

(2) 文書による指導と処分

加算された違反点数により、次の指導または処分を行います。

違反点数	指定工事店	責任技術者
20点以上	「注意書」の発行	「注意書」の発行
40点以上	「警告書」の発行	「警告書」の発行
60点以上	3か月以下の指定停止	3か月以下の業務停止
80点以上	6か月以下の指定停止	6か月以下の業務停止
100点以上	指定取消し	業務禁止

(3) その他

- ① 違反点数は、指定停止または業務停止以上の処分を受けた場合、または違反点数を付加されてから新たに違反点数の付加がなく1年を経過した場合は消滅します。
- ② 指定工事店及び責任技術者は、自分の違反点数の状況を確認することができます。
- ③ 指定停止または業務停止の処分の内容は公表し、他の市町村へ通知します。
- ④ 指定取消しの処分を受けてから2年間は指定工事店の申請ができません。

排水設備工事における注意事項

排水設備指定工事店は法令、条例及び規則に従い、誠実に工事を施工しなければなりません。

1 主な排水設備指定工事店の責務

- ① 工事の申込みを受けたときは、正当な理由がない限りこれを拒否してはならない。
- ② 名義を他人に貸与したり、排水設備指定工事店以外の下請け業者等に工事を施工させたりしてはならない。
- ③ 工事の設計及び監督は、責任技術者が行わなければならない。
- ④ 検査に合格した工事であっても合格後1年以内に使用者の責によらない異常を生じたときは、当該工事施工業者の責任において無償で修理しなければならない。

2 排水設備等確認申請及び設計上の注意

- ① 他人が所有する土地に排水設備を設ける場合、他人が設置した排水設備に接続する場合又は他人が所有する建物の汲み取り・浄化槽式の便所を改修するときは、権利者(所有者)の同意を得て、確認申請書に署名及び捺印を受けること。
- ② 確認申請書は、工事着工予定日の**1週間前までに**提出すること。
※特別な理由により着手できない場合(例:約1年間未着工)は、取り消しとなる。
- ③ 確認申請書は所定のものを使用し、設計図は平面図及び縦断図(必要により立面図、構造詳細図)とし、次のとおり作成すること。

a) 平面図

- ・ 方位を必ず記入し、縮尺は原則として1/200以上とする。
- ・ 間取り、便所、流し、浴室、タタキ、土地の境界線及び排水管、ます等は5ページの記号の例に従い明確に記入すること。
- ・ 増設工事の場合は、新設部分と既設部分を明らかにすること。

b) 縦断図

- ・ 縮尺は横1/200、縦1/20 とし、明確に記入すること。
- ・ 増設工事を行う場合、既設ます及び既設管の地盤高や勾配を正確に記入すること。

c) 構造詳細図

- ・ 阻集器(グリーストラップ、オイルトラップ等)及び特殊ますについては、その機能(容量)が分かる構造詳細図を作成すること。(既製品であればカタログ等のコピーでも可)

d) その他の注意事項

- ・ 確認申請書に記入漏れが無いかな再度確認し提出すること。
- ・ 公共汚水ますを新設する場合は事務手続きに約2～3か月を要するので、速やかに下水道課と協議し、所定の申請書を提出すること。
- ・ 設計図は、排水設備の確認申請及び施工の基本となり、計画の適否を決定する重要な書類であるため、丁寧かつ正確に作成すること。

3 工事施工上の留意点

- ① 台所、浴室等の汚水排水箇所には防臭装置(トラップ)を取り付け、内部が容易に清掃できる構造とすること。
- ② 防臭装置の封水がサイホン作用又は逆流によって破られるおそれがあると認められるときは、通気管を取り付けること。
- ③ 台所、浴室等の汚水流出口には、固形物の流下を止めるために必要な目幅のゴミよけ(ストレーナー)を取り付けること。
- ④ 油脂類を多量に流出する飲食店等の流し口には、油脂遮断装置(グリーストラップ)を設けること。また、グリーストラップは、日本阻集器工業会の認定品を選ぶこと。
- ⑤ 土砂を多量に含む汚水流出箇所には、土砂だめを設けること。
- ⑥ 理容店、美容室等には、髪の毛の流出を防ぐためヘアートラップを設けること。
- ⑦ 飲食店、食料品店等において、多量の厨かいを排除するおそれのある箇所には、厨かいよけ装置を設けること。
- ⑧ 上下流の排水管落差が大きい場合は、ドロップインバートまたは落差調整インバートを使用すること。
- ⑨ 二重トラップを防ぐため、器具トラップの有無や密閉状態の有無(屋内排水管と排水器具との接続方法)を調査すること。
- ⑩ 分流区域内の雨水排除について、改造等の場合では、既設の排水管を積極的に利用するなど費用軽減に努めること。
- ⑪ 接合部は、雨水及び地下水の侵入を防止する構造とすること。
- ⑫ 二階以上から立管により流下する箇所にますを設ける場合は、直角部に設けず流下方向に横引き管を設け、流出方向が定まった部分に設置すること。
- ⑬ 上流側が急勾配とならないよう勾配には十分注意するとともに、配管後及び埋め戻した後に必ず勾配をチェックすること。なお、埋め戻しは厚さ30 cmごとに十分締め固め、沈下を生じないように施工すること。
- ⑭ 自動車等の通路、車庫等の乗り入れがある所には、鉄蓋を使用すること。
- ⑮ 硬質塩化ビニル管を使用する場合、排水管用として一般的にVU管を使用し、土被り(原則として20cm以上)が少ない場合、または外圧が大きい場合はVP管を使用すること。
- ⑯ まずに宅内からの排水管を合流させる場合は、流れを阻害するおそれがあるので突出して接合しないこと。
- ⑰ 管渠の配置位置は、最短距離とすること。
- ⑱ 床下配管は、やむを得ない場合を除き避けること。
- ⑲ 事情により、確認申請時に市に提出した設計図と、排水経路等が大きく異なる場合は、必ず市に事前相談し、必要に応じて排水設備等変更届を提出すること。

排水設備工事のフロー図

流れ	手続者関係	提出書類等
1. 工事施工等の依頼	申請者 ⇒ 指定工事店	
↓		
2. 事前調査など	指定工事店 ⇒ 申請者	※疑問が生じた場合は、 下水道課に相談すること。
↓		
3. 工事契約	申請者 ⇔ 指定工事店	
↓		
4. 排水設備等の申請	指定工事店 ⇒ 市	排水設備等確認申請書 設計図書(申請図面) その他(必要に応じて)
↓		
5. 排水設備等の確認	市 ⇒ 指定工事店	排水設備等確認通知書
↓		
6. 工事着工	指定工事店 ⇒ 申請者	(変更があった場合) 排水設備等変更届
↓		
7. 工事完了の届け出	指定工事店 ⇒ 市	排水設備新設等工事完了届 設計図書(竣工図面) 公共下水道使用開始等届 その他(必要に応じて)
↓		
8. 検査	市 ⇒ 指定工事店・申請者	検査済証 検査手数料納付書(3,000円) (検査終了後に納付)
↓		
9. 供用開始		

参 考

設計図の記号の例

名 称	記 号	備 考	名 称	記 号	備 考
大 便 器		トラップ付	硬 質 塩 化 ビ ニ ル 管	VP	一般管
小 便 器		トラップ付		VU	薄肉管
浴 場			硬 質 塩 化 ビ ニ ル 卵 形 管	EVP	
流 し 類			鉛 管	LP	
洗 濯 機		床排水、浴場に 排水してあるも のは除く	浄 化 槽		現場の形状に合 わせた大きさ、 形
手洗器、洗面器			底 部 有 孔 ます		丸 ます 角 ます
床 排 水 口			公 共 汚 水 ます		
ト ラ ッ プ			公 共 雨 水 ます		
掃 除 口			側 溝 (道 路)		
露 出 掃 除 口			阻 集 器		丸 ます 角 ます
排 水 管			ト ラ ッ プ ます		
通 気 管			雨 ど い		
立 管			境 界 線		黒又は青
排 水 溝 (宅地内)			建 物 外 壁		同上
汚 水 ます		丸 ます 角 ます	建 物 間 仕 切 り		同上
ドロップます (汚水)		丸 ます 角 ます	新 設 管 (合 流 管 又 は 汚 水 管)		赤 色
分 離 ます			雨 水 管		緑 色
雨 水 ます		丸 ます 角 ます	撤 去 管		黒 色
ドロップます (雨水)		丸 ます 角 ます	既 設 又 は 在 来 管		赤…合流管又は 汚水管 緑…雨水管
陶 管	TP		鋼 管	GP	
陶 製 卵 形 管	ETP		鋳 鉄 管	CIP	
鉄 コンクリート管	CP		耐 火 二 層 管	FDP	
			強 化 プ ラ ス チ ッ ク 複 合 管	FRPM	
浸透ます			浸透管		緑色
床下集合配管 部			ディスプレイ (排水処理シ ステム型)		

注 既設のます等は破線で表示する。

ます間の最大スパン(管径の120倍以内)

ますの深さ及び内径又は内のり(単位:cm)

管径(mm)	100	150	200
最大間隔(m)	12	18	24

深さ(cm)	合成樹脂 (ポリプロピレン) ます	小口径 (塩ビ)ます
30～80	30 以上	15 以上
80～150	40 以上	20 以上
150 以上	人孔(マンホール)	

※ますの深さが 150 以上の場合は、市へ事前相談すること

汚水管内径・勾配設計基準(条例3条4号並びに5号及び規則3条2号)

1) 汚水のみ排除すべき排水管の内径・勾配(分流式)

排水人口 (単位 人)	排水管の内径 (単位 シメートル)	勾 配
150未満	100以上	100分の 2以上
150以上300未満	125以上	100分の 1.7 以上
300以上500未満	150以上	100分の 1.5 以上
500以上	200以上	100分の 1.2 以上

2) 雨水又は雨水を含む汚水を排除すべき排水管の内径・勾配(合流式)

排水面積 (単位 m ²)	排水管の内径 (単位 シメートル)	勾 配
200未満	100以上	100分の 2以上
200以上400未満	125以上	100分の 1.7 以上
400以上600未満	150以上	100分の 1.5 以上
600以上1500未満	200以上	100分の 1.2 以上
1500以上	250以上	100分の 1以上

※一戸建て住宅にも拘らず排水面積(敷地面積)が広い場合など、排水管の内径に疑義が生じた場合は市へ事前相談すること

4 工事完了検査時の留意点

- ① 工事完了後5日以内に完了届を提出し、市の検査を受けること。
- ② 日時を事前に申請者宅に連絡し、検査及び宅地内立入の了解を得ること。
- ③ 事前調査、清掃及び後片付けを行い、万全な体制で検査に臨むこと。
- ④ 通水試験ができるようにすること。
- ⑤ 検査において不備を指摘された場合は、速やかに(1週間以内)手直しをし、再度検査を受けること。
- ⑥ 責任技術者が立ち会い、レベル、スタッフ及び巻尺を指定工事店で用意すること。
- ⑦ 使用開始届の記載に関する、井戸使用、井戸併用の場合は世帯人数・使用箇所等を把握しておくこと。新築家屋及び店舗の場合は、入居・開店前に検査を行うようにすること。

水洗便所改造資金貸付

浄化槽や汲取りから下水道使用に切替しようとする方を対象とした貸付制度。指定工事店には、便所改造に関わる工事見積書の提出が端緒となります。なお、条件が満たずに貸付できないこともあるので、工事は審査にて貸付決定後に行うよう注意してください。

1 資格

市税及び受益者負担金を滞納していない者。

連帯保証人(市税及び受益者負担金を滞納していない者)がいる者。

2 種類

市が認定した工事費から補助金を引いた額の80%以内の額での貸付。無利子、元金均等、36か月以内の償還

※ 低所得者世帯では、市が認定した工事費から補助金を引いた額以内での貸付。無利子。100か月以内の償還

3 提出書類

- ① 茂原市水洗便所改造資金借入申込書
- ② 工事見積書(指定工事店から)
- ③ 連帯保証人の身分証明書(運転免許証の写しなど)
- ④ 連帯保証人の収入が確認できるもの(所得証明書、源泉徴収票など)
※ 保証人が市外在住の場合
- ⑤ 申請者、連帯保証人の印鑑登録証明書

公共汚水ますの改修

市では、コンクリート製及びポリプロピレン製(タキロン製)の公共汚水ますについて、宅内排水設備工事の際に、塩ビ小口径汚水ますへの改修を奨励し、改修費を一部負担いたします。請求書に工事写真(改修前、改修途中及び改修後)と位置図を添付し提出してください。

その他 罰則等 (条例第31条～第33条)

条例第31条 「次に掲げる者は、5万円以下の過料に処する。(関連事項のみ抜粋)」

- ① 排水設備等確認申請書により市長の確認を得ずに工事をした場合
- ② 指定工事店以外が排水設備工事を行った場合
- ③ 工事完了時から速やかに完了届の提出を怠った場合
- ④ 排水設備等確認申請書、設計図書、公共下水道使用開始届などに不実の記載のあるものを提出した場合
- ⑤ 除害施設の設置の規定(条例第7条から第9条)に違反した場合、またはその申請(条例第10条及び規則第10条)を怠った場合

※設計の際には、除害施設の設置が必要な施設であるか十分確認してください。

条例第32条 不正な手段により下水道使用料の徴収を免れた場合、免れた使用料額の5倍相当額(5万円を超えないときは5万円)以下の過料に処する。

条例第33条 前2条の違反行為が法人または人の業務に関してなされた場合は、行為者を罰するほか、その法人または人に対しても同様の過料に処されます。

設備の改善命令(条例第17条)

市長は公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備または除害施設の設置者、使用者に対し、期限を定めて、排水設備又は除害施設の構造もしくは使用の方法の変更を命ずることができます。

法12条第1項の規定による除害施設の設置(条例第7条)

次の基準に適合しない下水を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、または必要な措置をしなければなりません。(平均使用水量が30m³/日未満の者を除く)

- ① 温度 45度未満
- ② 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- ③ ノルマルヘキサン抽出物質含有量
 - ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
 - イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

特定事業場からの下水の排除の制限(条例第8条)

特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、法第12条の2第3項及び第5項の規定により、次に定める基準に適合しない下水を排除してはなりません。

水素イオン濃度	水素指数5を超え9未満
生物化学的酸素要求量	1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満
浮遊物質量	1リットルにつき600ミリグラム未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	・鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下 ・動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	1リットルにつき125ミリグラム未満

特定事業場から排除される下水を仮に河川に直接排除した場合、河川の方の排水基準が緩かった場合には、その河川の基準を下水排除基準とします。

法第12条の11第1項の規定による除害施設の設置(条例第9条)

次に定める基準に適合しない下水を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、または必要な措置をしなければなりません。

温度	45度未満
水素イオン濃度	水素指数5を超え9未満
生物化学的酸素要求量	1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満
浮遊物質量	1リットルにつき600ミリグラム未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	・鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下 ・動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	1リットルにつき125ミリグラム未満

一律排水基準

○有害物質(下水道法施行令第9条の4)

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	1リットルにつき 0.03ミリグラム以下
シアン化合物	1リットルにつき 1ミリグラム以下
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1リットルにつき 1ミリグラム以下
鉛及びその化合物	1リットルにつき 0.1ミリグラム以下
六価クロム化合物	1リットルにつき 0.2ミリグラム以下
砒素及びその化合物	1リットルにつき 0.1ミリグラム以下
水銀及びその他の水銀化合物	1リットルにつき 0.005ミリグラム以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	1リットルにつき 0.03ミリグラム以下
トリクロロエチレン	1リットルにつき 0.1ミリグラム以下
テトラクロロエチレン	1リットルにつき 0.1ミリグラム以下
ジクロロメタン	1リットルにつき 0.2ミリグラム以下
四塩化炭素	1リットルにつき 0.02ミリグラム以下
1,2-ジクロロエタン	1リットルにつき 0.04ミリグラム以下
1,1-ジクロロエチレン	1リットルにつき 1ミリグラム以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	1リットルにつき 0.4ミリグラム以下
1,1,1-トリクロロエタン	1リットルにつき 3ミリグラム以下
1,1,2-トリクロロエタン	1リットルにつき 0.06ミリグラム以下
1,3-ジクロロプロペン	1リットルにつき 0.02ミリグラム以下
チウラム	1リットルにつき 0.06ミリグラム以下
シマジン	1リットルにつき 0.03ミリグラム以下
チオベンカルブ	1リットルにつき 0.2ミリグラム以下
ベンゼン	1リットルにつき 0.1ミリグラム以下
セレン及びその化合物	1リットルにつき 0.1ミリグラム以下
ほう素及びその化合物	1リットルにつき 10ミリグラム以下
ふっ素及びその化合物	1リットルにつき 8ミリグラム以下
1,4-ジオキサン	1リットルにつき 0.5ミリグラム以下

○その他の項目

項目	許容限度
フェノール類	1リットルにつき 5ミリグラム以下
銅	1リットルにつき 3ミリグラム以下
亜鉛	1リットルにつき 2ミリグラム以下
クロム	1リットルにつき 2ミリグラム以下
溶解性マンガン	1リットルにつき 10ミリグラム以下
溶解性鉄	1リットルにつき 10ミリグラム以下

ただし、平均使用水量が30m³／日未満の者には下記の環境項目は適用しません。

(環境項目……温度・水素イオン濃度・生物化学的酸素要求量・浮遊物質量・ノルマルヘキサン抽出物含有量・フェノール類・銅及びその化合物・亜鉛及びその化合物・鉄及びその化合物・マンガン及びその化合物・クロム及びその化合物・フッ素化合物)

除害施設の設置届(規則第10条)

除害施設を設置し、休止し、若しくは廃止し、又は変更しようとする者は、届書に次に掲げる書類を添え、工事着手日の1月前までに市長に提出しなければなりません。

- ① 施設付近の見取図
- ② 工場内の配置図
- ③ その他市長が必要とする書類

ただし、平均使用水量が30m³／日未満の下水を排除するものが油水を分離するための除害施設を設置する場合は、排水設備等の確認申請をもって代えることができます。

ドレン排水の取扱いについて

ドレン排水は「生活・事業に起因する廃水」であり、下水道法第2条における「汚水」にあたるため、合流式・分流式の排除方式の区別なく、汚水系統への排出を原則とします。ただし、下記の要件をすべて満たした場合は、**例外として**雨水系統への排出を認めます。

1 潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)の場合

- (1) 設置する「潜熱回収型ガス給湯器」が、一般財団法人日本ガス機器検査協会(JIA)の認証機器であること。
- (2) 家屋・事務所・店舗等に設置されるものであること。
- (3) 汚水系統の排水設備への排出が建物等の構造上極めて困難であること。
- (4) 周辺の生活環境へ悪影響を及ぼすことが無いような施工がされていること。
 - ・浸透ますを通して、ドレン排水を地中に浸透させないこと。
 - ・ドレン排水を直接地先の側溝やベランダ、共用通路等に排水する場合、飛散や溢水の防止がされていること。
 - ・側溝及び側溝ますに滞留する水に起因する害虫が発生しないよう配慮すること。
 - ・ドレン排水の状況等の点検、確認等に支障がないこと。
- (5) 大雨時に雨水が逆流して器具を損傷しないよう間接排水とすること。

2 家庭用燃料電池システム(エネファーム)の場合

- (1) 設置する「家庭用燃料電池システム」が、一般財団法人日本ガス機器検査協会(JIA)の認証機器であり、かつ「JIA ドレン検査基準対応品」であること。
- (2) 上記1(2)から(5)までの要件をすべて満たすこと。

3 自然冷媒ヒートポンプ式電動給湯機(エコキュート)の場合

- (1) 上記1の(2)から(5)までの要件をすべて満たすこと。
- (2) 硫化水素等の腐食性ガスから機器を保護する必要があること。

4 その他

- (1) 排水設備新設工事の着手前に市下水道課に相談すること。
- (2) 汚水系統に接続する場合は、必ず封水(トラップ)を設けること。

指定工事店からの主な質問

Q 排水設備等確認申請書を記入する際に注意することはありますか。

A 基本的に条例及び規則のとおりですが、次の点にも注意してください。

- ① 合流・分流の区別が分からない場合は、下水道課まで確認してください。
- ② 排水面積及び建築面積は、合流の場合のみ記入してください。
- ③ 阻集器は、原則として『除害施設計画確認(変更)申請書』を提出していただく必要がありますが、平均使用水量が30m³/日未満の下水を排除するものが除害施設を設置する場合は、排水設備等の確認申請をもって代えることができます。

Q 申請図面を作成する際に注意することはありますか。

A 基本的に条例及び規則のとおりですが、次の点にも注意してください。

- ① 境界線は、排水設備の管理区分の把握のために必ず作図してください。
- ② 公共ますまでの宅内排水設備は個人の管理になりますので、私道排水設備も申請図面に作図してください。
- ③ 勾配は原則一定になるように作図してください。ただし、現場状況により排水設備基準を遵守出来ない場合は、事前に下水道課に相談してください。事前に相談がなく基準外の申請をした場合は、訂正して再提出させる場合があります。
- ④ 浄化槽から切り替える場合は、既設配管も作図してください。その場合、既設配管は色別又は点線で作図し、新設配管と区別できるようにしてください。
- ⑤ 浄化槽で使用していた既設の配管を下水道で引き続き使用する場合は、勾配や土被りをよく確認し、使用に耐えうるものかどうか下水道課までご相談ください。
- ⑥ 地盤高は、原則等しくなるように作図してください。
- ⑦ 外流しや排水ヘッダーについては、次頁の質問を参照してください。

Q 公共汚水ますの改修を行う場合の手続きは？

A 茂原市では不明水対策のため、排水設備の工事に併せて、塩ビ小口径汚水ますへの改修をお願いしています。なお、提出の際は以下の点にご注意ください。

- ① 請求書には会社印が必要です。法人の場合は、代表取締役印も必要になります。
- ② 口座振込になりますので、口座番号、口座種別、名義及びふりがなは、間違いのないように記入してください。
- ③ 工事写真は改修前、改修中、改修後の写真が必要です。接続部分が分かるように撮影してください。

Q 公共汚水ますを撤去する必要がある場合は、どうすれば良いですか。

A 公共汚水ますは、市が管理する公共の資産となります。事前に下水道課へ相談してください。

Q 分流地域での外流し台の接続はどの様にしたらいいでしょうか。

A 分流地域での外流し台の接続は、次の施工例を参考にして接続してください。

施工例1	施工例2
	
この場合は、雨水の流入防止のため、雨水管に接続してください。	この場合は、下記の理由により、污水管に接続してください。 ・外流し台に屋根などの雨除けが設置されており、雨水が流入する可能性がない。 ・調理や洗濯等で、汚水を流す度合いが高い。

Q 工事完了届を提出する際に注意することはありますか。

A 基本的に条例及び規則のとおりですが、次の点にも注意してください。

- ① 見え消しで提出する場合と、改めて書き直す場合の2通りの提出方法があります。どちらかの方法で提出してください。

提出方法	該当するケース	作成方法
見え消しで訂正する	配管ルートや汚水ますの数が申請図と変わらない場合(軽微な変更も含む)	距離・ます深さ・勾配を赤色の見え消しで修正
竣工図を書き直す	・配管ルートや汚水ますの数が大幅に変わった場合 ・見え消しではかえって分かりにくくなる場合	申請図と同様に作図する

- ② ますの深さは小数点第1位を、距離及び勾配は小数点第2位を四捨五入してください。
- ③ 10cm前後の地盤高の差を作図する必要はありません。
- ④ 縦断面図での配管の勾配が2～4%の場合、一定にして作図できます。ただし、ドロップますや掃除口等、明らかに段差があると認められる場合は、現況のとおりで作図してください。
- ⑤ 浄化槽から切り替える場合は、既設配管も作図してください。その場合、既設配管は色別又は点線で作図し、新設配管と区別できるようにしてください。
- ⑥ 公共汚水ますの位置を確認するため、申請地の土地の形状を作図してください。
- ⑦ 浄化槽から切り替える場合は、工事完了届の工事内訳書「浄化槽処理」欄に合併又は単独を記入してください。

Q 公共下水道使用開始等届出書を提出するのは、どのような場合ですか。

A 公共下水道使用開始等届出書を提出する主な理由は以下の場合です。

- ① 公共下水道を使い始めたとき。
- ② 公共下水道を使用している世帯で、水道メーターを新設したとき。
- ③ 上下水道の用途(家庭用・業務用)が変わったとき。
- ④ 井戸のみ又は水道と井戸の併用だった者が、井戸水を使用しなくなったとき。
- ⑤ 井戸水を使用している世帯で、居住人数が変わったとき。

Q排水設備の検査を受ける際、注意することはありますか。

A 基本的に条例及び規則のとおりですが、次の点にも注意してください。

- ① 敷地内に立ち入りますので、事前に申請者の了解を得てください。
- ② 最低1名は責任技術者を検査に立ち合わせてください。
- ③ レベルとスタッフは、指定工事店で用意してください。
- ④ 検査の結果が基準に満たない場合は、再工事を指導します。
- ⑤ 雨天等で検査を中止する場合は、下水道課から電話連絡します。

Q 排水設備検査手数料は、いつ納付すれば良いでしょうか。

A 検査終了後、排水設備検査手数料の納入通知書をお渡しします。手数料は、1件につき3,000円です。納付期間は原則2週間ですので、期限までに納付してください。